

【公布された条例等のあらまし】

● 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十三号）

- 一 会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関し必要な事項を定めることとした。
- 二 その他所要の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十四号）

- 一 会計年度任用技能労務職員の勤勉手当基礎額に係る加算については、技能労務職員の給与に関する規則の規定の例によることとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。